

**CURES Salon**

## 「循環型社会システム」と産業廃棄物処分場建設問題

市原あかね

昨年11月環境庁は、「環境保全のための循環型社会システム検討会報告—環境保全のための循環型社会の実現に向けて—」を発表した。ゴミ・リサイクル関連2法提案の主導権を同庁が握ることはできなかったが、この報告は同じ時期に厚生省と通産省が出た同様の答申・報告に比べ、踏み込んだ分析となっている。

報告は、深刻化する地球環境問題の認識と“sustainable development”的理念をふまえて、再使用(そのままもう一度使うこと)と再生利用(原料としてもう一度使うこと)を中心とした循環型社会の実現を提案する。そして資源利用をめぐる環境問題を、抽出の際の環境破壊と廃棄の際の諸費用や環境破壊の二面から捉え、リサイクル中心経済への転換がこの二つの環境破壊を抑える有効な手段であり、地球の資源を大量に使用している日本にとってそれは責務であるとする。

また、日本のマテリアル・バランス(物質収支)を初めて試算し、現在の再生原料は総資源投入の8%に過ぎないことを示すとともに、将来高度成長期の建築物の建て替えによって莫大な建築廃材がでることを指摘した。そして、缶・ガラスくず・古紙などの例でリサイクルがエネルギー節約効果をもつことも明らかにした。最後にこうした議論にもとづいて、生産者・流通業者・再生資源業者・消費者・処理業者がそれぞれの役割を担った循環型経済のための社会システムが情報ネットワークや経済インセンティブを含めて検討されている。

ところで金沢市内川地区には産業廃棄物最終処分場が4ヶ所あるが、それ以外には確認されているもので5ヶ所小規模の届出義務のない処分場が散在している。ここに敷地面積

12.5haの管理型最終処分場計画が持ち上がり、地元内川地区の住民をはじめとする人々から反対の声が上がった。地元住民の反対は、もうこれ以上この地区にはいらないという率直な気持ちにもとづいている。だがそれだけでなく、計画地が犀川水系にあり金沢市のシンボルである犀川の汚染を心配する声、計画地の谷の下を犀川浄水場への導水管がとうっていることから金沢市民の飲用水の源水の汚染を心配する声も出されている。

旧「廃掃法」では、処理業者・処分業者となるためには県知事あるいは制令市長の許可が必要だが、許可業者が処理施設・最終処分場を建設するのは届出のみでよいことになっている。だが、石川県は産業廃棄物処分場建設に関する指導要綱をもっており、建設を開始する前に地元住民の同意を得ていなければならぬとしている(金沢市は、県のこうした権限を肩代りしている実際上の行政機関である)。この要綱によって、内川地区処分場計画は、地元住民の同意を得ていないために先に進めないのである。

環境庁の循環型社会を目指す議論をふまえていえば、実際上の行政としての管理権限をもつ金沢市のとるべき道は、既存の処分場への監視体制・マニュフェスト制度の強化と排水への上乗せ基準を含めた独自の指導基準を策定し、安易な埋立場の建設を阻止し、廃棄物の資源利用促進のためのシステム作成に力をいれるべきである。そのためには石川県あるいは他県との協力や情報提供ネットワークづくりも必要になるだろう。地域にねぎした自治体の果たすべき役割は循環型社会を目指す上でも大きいのだ。

(金沢大学経済学部講師)